

平成31年2月市議会総務委員会資料

第44号議案 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部  
を改正する条例

目次

条例改正の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
条例新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3ページ

総 務 部

平成31年2月

## 一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

### 1 改正の理由

長時間労働の是正をするための措置として、民間労働法制においては「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により罰則付きの時間外労働の上限規制等が平成31年4月から導入される。

また、国家公務員においても、長時間労働を是正するため、超過勤務命令を行うことができる上限時間を人事院規則で定めるなどの措置を講じることから、国家公務員の措置等を勘案し、本市においても時間外勤務命令を行うことができる上限時間を定めるなどの所要の措置を講じようとするもの。

### 2 改正の内容

時間外勤務命令の上限時間の設定等に係る必要な事項について、一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則で定めるため、委任規定を設けるもの。

### 3 時間外勤務命令の上限時間の設定等（規則で定めることとなる主な内容）

	長崎市	国家公務員
原則	ア 月 45 時間以内 イ 年 360 時間以内 ※ア及びイの要件をすべて満たすこと	同左
例外	ア 月 100 時間未満 イ 複数月(2~6 箇月)平均 80 時間以内 ウ 年 720 時間以内 エ 月 45 時間超は年 6 箇月まで ※アからエまでの要件をすべて満たすこと ※例外を認める所属 他律的業務の比重が高い所属（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い所属）	同左 ※例外を認める部署 国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署
特例	大規模な災害への対処、市民の生命・財産に関わる業務、その他市民サービスへの影響を回避する業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する場合は、上限時間の規定を適用しない。 ※上限時間を超えて時間外勤務命令を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行う。	大規模な災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する場合は、上限時間の規定を適用しない。 ※上限時間を超えて超過勤務命令を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行う。

### 4 施行日

平成31年4月1日

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年7月19日 条例第31号</p> <p>第1条～第5条 略 (時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第6条 任命権者は、公務のため特に必要があるときは、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日(前条に規定する代休日を含む。)に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市長が別に定める場合に限る。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>○一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和29年7月19日 条例第31号</p> <p>第1条～第5条 略 (時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第6条 任命権者は、公務のため特に必要があるときは、職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は週休日若しくは休日(前条に規定する代休日を含む。)に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として市長が別に定める場合に限る。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第6条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が別に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして市長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4~5 略</p> <p>第7条~第15条 略</p>	<p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第1項</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4~5 略</p> <p>第7条~第15条 略</p>